

# 大型近代農業経営への道

## ■ 不知火干拓の現況

東の八郎潟、西の不知火干拓」と言われるほど全国的に知られ、年間の県外観察者が約一万人を越すという不知火干拓の姿を現地でとらえてみた。

### □ 干拓地誕生のあらまし

不知火干拓地は昭和二十六年七月、戦後の食糧不足の時代に食糧増産対策として、農林省の直営事業として着工され起工以来、昭和四十二年九月まで実に十七

カ年余の歳月と、工費二十六億七千六百万の巨額な国費を投じて完工された新開地である。

この“新しい国土”は総面積五百二十

八糸、うち四百糸の水田が造成され、耕地は一区画二糸に整然と区分される。道路は東西に中央道路のほか、四

本、南北にも四百メートル毎に七本がそれぞれ用排水路といっしょに碁盤の目のようく整備された大規模農場。

### □ 入植者の陣容と生産組織

すもんね！」そう言えば四十四年度からはい草の栽培面積が急激に増反されてい

る。そこで、水田の作業から解放されても次の労働が待っている。

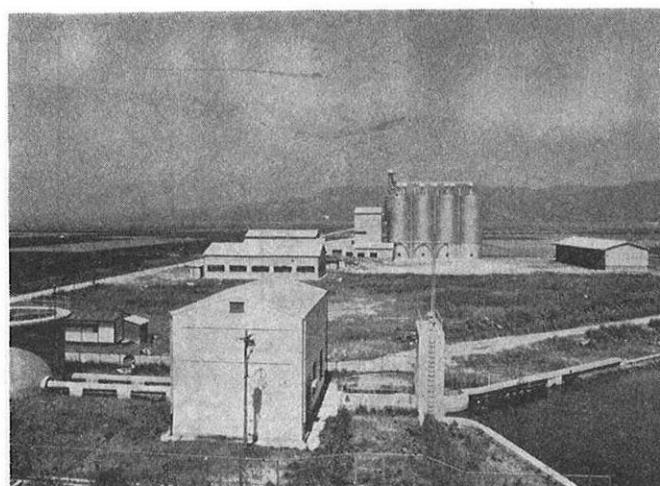
それは畠表（い草）の織機作業である。これから当分の間は主婦の主な仕事になりそうだ。

そのことを裏うちするかのように干拓地に建ち並ぶ住宅と併設して増築されつあるのが、い草収穫時の雇用労働者の宿泊部屋の増設工事。い草加工施設、農作業舎の建設が盛んに進められている。

このような施設への先行投資で、その償還資金ぐりに伴って勢い限度のある

農家経済にシワ寄せが来るところとなり、大型農業機械の導入で婦人の重労働からは解放されても、直ちに文化生活をエンジョイするといふわけにはいかない、と主婦たちは異口同音に訴えている。

ある若い主婦は「入植当時の資金の大半は施設費を使い果した。しかし、これから土地、基盤整備、組合の共同施設を含む融資借入金の金利支払い、また自分たちの生活費も稼ぎ出さねばならない。将来には大きな夢があるけれど、ここ一、二年が生活も農業経営も苦しいと思う。だから私たち主婦もい草栽培と、その加工作業によって所



<穀物を乾燥し貯蔵するカントリーエレベーター>

得増大のために頑張つていて、所

創立以来、大型近代農業経営の実現に夢を託しながら今日までの二カ年間は、松浦組合長を中心とした組合員の人間的な業の基盤づくりと企業農業達成に必要な全事が置かれている。

新しい天地を求めてお互いに見知らぬ農業者同士が、人それぞれ異なる環境の中に育ったもの同士で新しい村づくりが進められている。新しい村づくりを行することは、リーダーもメンバーもお互いに気苦労が多く、端から第三者が見るように、決してなまやさしいものではなさそうだった。

この干拓地の生活や農業生産組織、農関係機関で構成された選考委員会の厳正な審査によって九十戸の農家が選ばれ入植している。

九十戸の農家は水稻を主軸とし、背後地特産のい草と麦作が裏作となつており、基幹労力一・八人を前提として一戸当たり四糸の大規模経営に対応させるため、一貫した高性能農業機械トラクタ、大型コンバインの導入とカントリー・エレベーター（穀物乾燥貯蔵施設）が整備されている。

当たリ四糸の大規模経営に対応させるため、一貫した高性能農業機械トラクタ、大型コンバインの導入とカントリー・エレベーター（穀物乾燥貯蔵施設）が整備されている。

農民の経済的バックボーンとなる不知火干拓農業協同組合（組合長：松浦保さん）は、この九十戸の入植者によって昭和四十二年六月に総合農協として創立され、組合の全事業方針の実行は、さきに述べた各班の班長を中心に當農方針の計画、共同作業の推進や大型機械の利用方法などについて、活発な話し合いが行われている。

この干拓農業地で特記すべきことは、婦人の労働解放である。農作業の共同化、大型農業機械による一貫作業のた

（農業改良課）

❖ ❖ ❖ ❖

創立以来、大型近代農業経営の実現に夢を託しながら今日までの二カ年間は、松浦組合長を中心とした組合員の人間的な業の基盤づくりと企業農業達成に必要な全事が置かれている。

お 知 ら せ

### ◎ 選挙人名簿の登録制度の改正

今回公職選挙法の一部が改正されたことによって選挙人名簿の登録制度が次のように改められました。

一 登録手続等

住民基本台帳に基づいて選挙人名簿に自動的に選挙人名簿に登録され、の登録が行なわれることとなりました。

二 登録時期

定期登録として毎年九月一日現在で資格を有する者を九月十日に登録されますが、その他選挙の行なわれる時は臨時（選挙時）登録を、また資格を有するのにこれらの登録の時に漏れた者については、補正登録によつて常時月二十日に抹消されることになります。

現在選挙人名簿に登録されても住民基本台帳に記録されても住民

出の日から三ヶ月経つ後の登録時期に、自動的に選挙人名簿に登録され、満二十歳になつた者についても当該住民基本台帳に三ヶ月以上記録されれば、申出することなく登録時期に登録されます。

本台帳に係る転入届をしておけば、届に、自動的に選挙人名簿に登録され、

月二十日に抹消されることになります。

二 登録時期

定期登録として毎年九月一日現在で資格を有する者を九月十日に登録されますが、その他選挙の行なわれる時は臨時（選挙時）登録を、また資格を有するのにこれらの登録の時に漏れた者については、補正登録によつて常時月二十日に抹消されることになります。

現在選挙人名簿に登録されても住民基本台帳に記録されても住民

出の日から三ヶ月経つ後の登録時期に、自動的に選挙人名簿に登録され、満二十歳になつた者についても当該住民基本台帳に三ヶ月以上記録されれば、申出することなく登録時期に登録されます。

### ◎ 夏期食品一斉取締り

食中毒の発生状況をみると、七月～十月の夏場から秋口にかけて最も多く、したがつて、この時期における食中毒を予防する意味で、また、一般消費者ならびに業者に対する警告の意味で、例年七月一日から七月三十一日の一ヶ月間、夏期食品の一斉取締りを第一線の保健所の監視員によつて実施しており、ことしも例年のように行なうことになっています。

取締りの内容は、製造所および販売所から食品を取去し、それについて細菌学的試験（一般細菌数、大腸菌群数、ぶどう球菌および腸炎ビブリオの有無等）を示す適不適、食品添加物の使用の適不適等について検査を行ないます。

取去する食品の種類としては、成分規格の定められていない食品として、製造所からは包装された豆腐、煮豆、サラダ、生葉子、冷凍調理食品、調理パン、魚介類製品およびつけもの、また特に食中毒の原因となりやすい給食材料、スチック、おはぎ、おにぎり、シュークリーム類、寿司および刺身等が対象となつていています。

成分規格の定められている食品としては、清涼飲料水、魚肉ねり製品等です。

期待する品質本位の米が保全され、現在話題になっている。自主流通米制度に完全に対応できるという施設がなされている。誰もが経験したことのない大型農業であるだけに、これらの農場経営の道は厳しいものが予想される。